

令和 8 年度 監査年間計画

神奈川県内広域水道企業団監査基準（令和 2 年神奈川県内広域水道企業団監査委員告示第 1 号）第 1 2 条第 1 項及び監査事務実施要領（昭和 5 1 年 1 月 1 日施行）第 4 条第 1 号の規定に基づく令和 8 年度の監査年間計画は次のとおりとする。

1 基本方針

- (1) 監査等の実施に当たっては、監査事務実施要領別記 1 に定める監査事項について、同要領別記 2 に定める着眼点に則り実施する。
- (2) 財務及び事務事業の執行が、法令、条例、規程、予算等に基づいて適法かつ正確に行われているかを主眼とする（合規性・正確性の観点による監査）。
- (3) 財務及び事務事業の執行において、最小の経費により最大の効果が得られているのか、無駄な支出が生じていないかの観点にも留意する（効率性・有効性・経済性の観点による監査）。
- (4) 指導的監査を第一義とし、厳正かつ公平に行い、違法、不当行為等の防止及び事務事業の改善に資する。
- (5) 前回の監査で指摘又は指導した事項については、十分に留意し、改善状況を調査する。
- (6) 令和 3 年 3 月に策定された「かながわ広域水道ビジョン」（令和 3 年度～概ね 3 0 年）における取組みの方向性に基づく効果的な取組みが行われているか、取組みにあたり重視すべき点等が意識されているかの観点にも留意する。また同ビジョンと「実施計画（令和 3～7 年度）」の進捗を調査し、計画通り実施されているか注視する。

2 実施方法

(1) 財務監査

令和 7 年度の財務事務を対象とする。実施に当たっては、照合、比較、分析等の方法により実態の把握に努める。指摘に当たっては、計数的根拠及び法的根拠を明確にする。

(2) 行政監査

令和7年度の事務事業を対象とし（財務監査の対象を除く。）、監査の実施方法は財務監査と併せて実施するものとする。

行政監査におけるテーマを次の通り設定する。

ア 調整池等の清掃・点検業務について

（ア）計画的な実施について

a 清掃・点検を要する調整池等が過不足なく実施対象として抽出されているか。

b 適切な周期にしたがって計画的に実施されているか。

（イ）具体的な実施内容について

a 実施所属について組織的に合理的な体制が取られているか。

b 適切な手続きに基づいて実施されているか。

c 状況に応じた合理的な手法によって実施されているか。

（ウ）清掃・点検結果の取扱いについて

a 清掃・点検結果を受けて対応が必要とされた場合に緊急度と重要度を考慮して、合理的な対策が実施されているか。

b 清掃・点検結果が以後の修繕計画等に反映されているか。

（3）決算審査

令和7年度の決算を対象とし、決算書及び提出書類の全般にわたり、計数が正確か、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、令和7年度例月出納検査の結果も踏まえ審査する。

（4）例月出納検査

毎月例日を定めて保管する現金及び帳票等の計数を確認・照合し、関係諸表等の正確性を検証するとともに、出納事務が適正に行われているかについて検査する。

（5）資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された資金不足比率について、適正に算定されているかを審査する。

3 実施時期及び実施体制

別紙実施時期及び実施体制のとおりとする。

実施時期及び実施体制

区分	財務監査及び行政監査	決算審査・ 資金不足比率審査	例月出納検査
4月	1日 実施通知		
5月	中旬 職員調査開始		28日
6月	中旬 職員調査終了	1日 実施通知	29日
7月	30日 現地調査	3日 職員調査 30日 書面審査 現地調査	30日
8月			28日
9月	3日 書面審査 28日 結果通知	28日 意見提出	28日
10月			29日
11月			27日
12月			24日
1月			28日
2月			26日
3月			30日
実施体制	事務局職員 8名 〔 事務職 5名 技術職 3名 〕	事務局職員 5名	事務局職員 5名

※財務監査及び行政監査と決算審査の現地調査は同日実施する。